

感染対策指針

テラス児童デイサービス烏山は、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定めます。

1. 基本的な考え方(目的)

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画(BCP)などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行います。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

(1) 平常時の対策

「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組みます。職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備します。また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定めます。

- ・利用者の健康管理
- ・職員の健康管理
- ・標準的な感染予防策
- ・衛生管理

職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年2回以上の「研修」(含む入職時)を定期的を実施します。

平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的を実施します。

感染対策委員会は4月に1回の定期開催と併せ流行期を勘案して随時開催します。委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、感染対策の方針・計画を定めます。また、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行ないます。

(2) 発生時の対応

日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例(以下「感染事例等」という。)が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画(BCP)に従い、直ちに「発生状況の把握」に努めます。

感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施します。

- ・生活空間・動線の区分け(ゾーニング・コホーティング)
- ・消毒
- ・支援の実施内容・実施方法の確認
- ・濃厚接触者への対応

感染事例等が発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染対策業務継続(BCP)等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行います。

医療機関 : 久我山病院 03-3309-1111
嘱託医 : 給田ファミリークリニック 03-5315-5511
保健所 : 世田谷保健所 03-5432-1111
指定権者 : 世田谷区保健福祉課 03-5432-2422

感染事例等の発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染対策業務継続(BCP)等に則り、社長、ご利用者家族等関係者への連絡をすみやかに行います。

附則

この指針は、令和 6年 4月 1日より施行する。
